

琉球大学学術リポジトリ

重光・ダレス会談(第二回) 1955(昭和30)年8月30日

メタデータ	言語: Japanese 出版者: - 公開日: 2024-11-27 キーワード (Ja): 日本政府沖縄関連文書, 安保改定関連文書 1955-1959、情報公開請求により入手 キーワード (En): GOJ documents related to Okinawa, Documents related to the Revision of the U.S.-Japan Security Treaty obtained by the access requests 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.24564/0002020851

極秘

16/20

外務大臣國務長官會談^{メモ}（第二回）

昭和三十年八月三十日

出席者次のとおり

日本側

米 国 側

重光大臣、河野大臣、岸民主党幹事長、井口大使、加瀬大使、松本官房副長官、千葉欧米局長、ダレス長官、ロバートソン国防次官、ラドフォード統合參謀會議々長、マクフィー國務次官代理、シーボルト國務次官補代理、グレイ国防次官補

本會談においては防衛問題に關し、左記のとおり意見の交換が行われた。

重光 まず自分より防衛問題に關する自分の考えを披瀝する事とした。〔左記を朗読、英語原文別紙（参照）〕

「日本は直接間接の侵略に対する自己の防衛に対する責任を、次第に引受けることにより、一九五一年の安全保障条約前文に表明された米国の期待に應ずるよう常に努力してきた。さらに最近

に至りかかる方向に対する努力は一九五四年の相互防衛援助協定の締結に伴つて強化された。終戦後全く非武装化されたわが国はかくて一九五六年三月末には第一表に示す自衛力を保有しようとしてゐる。

終戦後の経済上財政上のあらゆる困難に際して、相互防衛援助協定その他により米国から供与された軍事援助がなかつたならばわが国の防衛力増強は不可能であつたであらう。われわれはこのような援助に深く深謝してゐる。

しかしながらわれわれは上記の防衛力が充分でないことを認識してゐる。われわれは現在防衛増強のために一九五五年日本会計年度に始る六カ年計画を策定中である。この計画によれば、陸上兵力は一九五八年日本会計年度末までに十八万人、海上兵力は三万四千名艦艇十二万三千九〇〇屯、航空兵力は航空機一千三百機、人員四万二千名に、一九六一年日本会計年度末までに増強されることとなつてゐる。年次毎の増強の詳細は第二表のとおりである。右の長期防衛計画の実現は日本経済の不断の発展並に米国からの引続く援助の如何によることはいうまでもない。

われわれはこの計画は、米國が陸上部隊を手始めとして米軍を日本から逐次撤退することを可能ならしめるものと信じている。若し米國政府が右の米軍撤退の意志を明らかにするならば、一般國民の心理上有益な影響を及ぼすであろう。それは日本の国土防衛は日本國民自身の責任であることの充分な認識を日本國民に喚起し、自衛のための軍備反対論者の論拠を除去しました国防計画を推進する政府の努力を容易ならしめること大であらう。

さらに六カ年計画案は日本政府に莫大な財政負担を課すものであり、またこの計画により可能となる米陸上部隊の撤退は米軍が日本における物資役務の調達に必要とする円経費を減少せしめることにかんがみ、米國政府が行政協定により現在日本が負担している防衛分担金を実質的に削減し且つかかる分担金制度そのものを究極的に廃止することについて考慮を払うことを希望する。われわれは現行の安全保障条約に代る新たな防衛条約を締結することを目的として事態を再検討することが、兩國の最高の利益に合致する時期が到来したものと考へる。

安保条約調印の際は非武装化された日本は、集團安全保障機構

における平等の基礎を有するパートナーとして立つ地位になかつた。さらに当時の新憲法の解釈と財政的経済的困難の故に、日本政府は相互的基礎に立つ軍事的双務協定を締結することが不可能であつた。しかしながら今や日本は、現実にNATOまたはSEATOのある国の軍備を凌駕する軍事力を保有しておりまたそれは六カ年計画の上にさらに増強されようとしてゐることにかんがみ、現在の一方的安全保障条約に代る相互的基礎に立つ新防衛条約を両国間に締結する機運が熟してゐると考える。

かかる新条約は米國とオーストラリア、ニュージーランド、ヒリッピン、韓国、中国等との間に締結されてゐる条約に倣い各締結國が西太平洋における他方の締結國の領土又はその行政管轄下にある地域に対する武力による攻撃は自國の平和と安全にとつて危険なものであることを認め、その憲法上の手続に従つて共通の危険に対応する行動をとることを宣言するといふ趣旨の相互防衛に関する規定を含むことができらう。この基本的構想について貴方は同様に考えられるか否か承知したい。

ダレス　まず自分より一般の見解を述べた後ラドフォード議長をし

て具体的軍事問題についてコメントをしてもらうことにしたい。日本の防衛力増強に応じて米軍を漸次撤退することが米国の政策である。米国はその軍隊特に地上兵力が不必要となり他の日本の自衛軍で置き換えられるに至れば、日本に兵力を維持することは欲していない。在日米軍の減少に応じて分担金の削減も考慮する用意がある。

現行条約を新条約に置き換えることを考慮する時期は尚早ではないかと思う。実は新しい条約が受け入れられ支持を受けて実行され得るか如何かが未だ自分等には明確でない。

昨日大臣が共産主義の脅威に対抗する上の困難について述べられたことに、自分は強い印象を受けると同時に憂慮を抱いた次第である。大臣はステートメントで次のように述べられた。

共産党労働党社会党は国家再建のための基本的法案を葬るべく結集した。これらの法案は憲法調査会法案、国防会議法案を含み予算案にさえ反対した。彼等は米国との協力を促進することを目的とするあらゆる法案に反対した。

そこで自分は新条約態勢を真に実行性のあるアレンジメント

(practical working arrangement)

るか否かについて疑をもたざるを得ない。昨日自分の得たビクチ
 -ア-の下において、安保条約による既存の関係を新たな関係に移
 すことに躊躇せざるを得ない。われわれは現在の日米関係を多と
 し不確定なものに移ることを欲しない。安保条約は日本の議会の
 大多数をもつて批准され合憲的基礎を有するものである。新条約
 が日本国会の承認を受け得るか否か即断出来ない。しかしこの問
 題は時間の問題と考える。自分は日本が安保条約の前文に述べら
 れている防衛力の増強を自ら進んで実行することを希望する。自
 分は日本政府が今まで成して来たことを過少評価するものではな
 い。自分は最初から安保条約は永久的なものではなく、時機が来
 れば新たなコースがとられるよう注意して来た。日本が自衛の意志
 を固めるに従つて再考しなければならぬと最初から考えていた。
 しかし今の所その時期は来ていないと思ふ。近い中にその時期が
 来るかもしれないが目下の所それは明確でない。非友好分子の防
 害が可能である現在の時期が、安保条約に変更を加えるべき時期
 であるか否か疑わしい。勿論何れは現在の情勢は変化するものと

考えている。自分の見る所現在の国会における反対分子は日米關係の破壊を目的としてゐる。一旦日米關係が破壊されれば停止する所を知らないであろう。貴大臣と会談できる現状が寧ろ望ましいのであつて、新条約について真面目に交渉する時期ではないと思ふ。

重光 貴長官の述べられる所は直接侵略に関係していると思うが、
 直接侵略に対して現条約は有効であると思う。自分は間接侵略に
 対処することが、より困難であると考え。即ち共産党の宣伝に
 対抗することが困難である。現態勢では共産党の勢力を増大する
 ばかりである。われわれは共産党に対抗して戦わんとするもので
 あるが、そのためには武器が必要であり、自分はその武器を求め
 ているのである。現態勢においては共産党に対抗する武器を失う
 であろう。われわれは現行の不完全な条約に代つて新しい武器を
 考えなければならぬ。これは相互防衛条約である。自分は一夜
 の中にこのような切換を行うとは考えていない。防衛問題を充分
 研究して相互的基礎に立つよりよい案を考え出したい。
 ダレス 条約の更改は現条約の予想している条件が達成されたとき
 に行うべきである。新条約の締結は、日本がより有効に自由諸国
 との協力に貢献し得る様になり又共産主義に充分対抗し得る程度
 に強力になり且つ国会の支持が確保される時期に行わらるべきであ
 る。今ここで新条約に切換えることはかえつて共産党に乗ずる機
 会を与えることとなる。新条約となつても共産党の宣伝は変らな

いである。共産党は如何なる条約を結んでも、それが米国の協力である限りこれに反対し米国の隷属国家であると非難するであらう。共産党の戦術は条約の条項を変えること——

refinement

—によつて如何とも出来るものではない。

Legal

重光 自分は日本国民全体としての反応が重要であると考え。われわれは善良な国民を共産党の宣伝から守らなければならぬ。われらの宣伝を骨抜きにしなければならぬ。あなた方は国民を啓発しろと言われるであろうが現勢の下においては一般国民を啓発することは容易でない。

ダレス 共産党の宣伝は同様に行われるであろう。

重光 共産党の宣伝が成功しその危険が増大しこれを制約することが不可能となるであろう。この際われわれは共産党に対する有効な対抗策を講じなければならぬ。

ダレス 条約を代えなければ共産党に対抗出来ないと言ふことであれば最悪の事態と言わざるを得ないが、自分はそうは考えない。日本が自己の力によつて強国となることをもつて共産党と戦うことが出来ると考える。米国は四十数カ国と条約を結んでいるが何

れの国においても共産党の攻撃を受けている。

重光 日米の関係は、米国と台湾、フィリピンの関係とは相違している。日本国民は何故日本が不平等でなければならぬか了解しかねている。われわれは国民に対し日本が再び平等になつたと言ふことが言いたいのである。

ダレス 共産党は何処の国でも同じことを言うに決つている。フランスにおいてもドイツにおいても条約の形式如何にかかわらずそれらの国が米国に隷属しているとの同じ議論を主張しているのが実情である。

重光 日本においては若干事情が違つている。仮令共産党が同じ戦術を用いてもその効果が他の国とは違つている。新しい条約を採用すればよりよく共産党の宣伝に対抗出来ると考える。現在の態勢では日本の立場はフィリピン台湾朝鮮と異つている。

ダレス フィリピンとは軍事基地協定がある。日本もフィリピンと同様の協定を欲するのか。

重光 フィリピンと同様平等の基礎における条約を希望する。現在の安保条約は日本に自衛力のない時に出来たものである。然し今

は日本は自衛力を保有している。

ダレス しかしその自衛力はアテグエイトではない。従つて条約は充分な自衛力が出来た時に考慮すればよいではないか、例えば三年経つてから考えてもよいではないか。

重光 しかし共同防衛態勢は今から考えられると思う。

ダレス 現在の安保条約は暫定的なものであることに異存はない。問題は何時これを更改するかということである。貴大臣は共産党との関係から今直ちにこれを行う様述べられるが自分の共産党に対する長年の経験から見て、条約を改変することによつて共産党の宣伝が變つて来ると考えるのはイリユージョンと考える。自分は条約を今直ちに更改するという議論にはインブレスされない。日本が充分自衛力を有するに至つた時期に条約の更改を計ることには同情的である。自分は日本の現情において野党の妨害が可能である程強力であることは憂慮に耐えなない。

重光 自分は将来条約を作るために今から研究することを提案しているに過ぎない。自分は一夜にして条約が代えられるとは思つていない。

ダレス 条約更改の基礎となるべき条件を今から創り出す様努力すべきである。

重光 現在の安保条約態勢において自衛力増強を行うことはわれわれの義務であり必ず実行したい。しかし同時に安保条約態勢を再編成することを提案しているのであつて、それには時間を要するので今から検討を始めるのがよいと思う。

防衛増強計画完遂には三年又はそれ以上を要するが極力努力している。一方新たな基本的構想の下に条約の態勢を改善することを検討する時期が来ていると考える。貴長官が条約更改の時期が来たことに同意されないことには失望を禁じ得ない。将来の改善のために協力願いたい。

ダレス 日本の防衛力を増強する問題について話をしたい。この問題についてはラドフ・フィールド議長の意見を言わせて貰えば有益であると思う。

条約の準備は一日でも出来ると思う。必要な準備は日本自体において日本国民の支持の下になさるべきである。問題は如何にして真に自衛力を有する軍隊を作る意志を創り上げるかということ

である。

重光 その時期を早めたいと思つてゐるのである。
ダレス それは結構なことである。
ラドフ・アイド 貴方の六カ年計画についてコメントいたしたい。但し政治問題に触れた場合は私の個人的意見と考へて頂きたい。

この計画は日本の安全保障のためには充分でないと考へる。これは米国の援助への依存を前提としてゐる。在日米軍の半分は後方補給部隊即ちテクニシヤンのグループである。戦闘部隊は撤退出来るとしても日本側の計画には補給部隊の各種施設を運営する人員が含まれてゐない。日本の制服の人には必要性を承知してゐるが問題はかれらが充分な計画を立案することを許されてゐないことに存する。要するに未だ米軍と全面的に交替するには不十分である。米國としては軍事的立場からも兵員を本國に帰還せしめることを希望してゐるが、そうすることは現状においては未だ危険である。後方補給部隊は海空軍についても同様であり撤退を約束することは出来ない。

要するに戦闘部隊は別として補給部隊を増強すべきである。補

給部隊を維持する能力はNATOやSEATO諸国に比し、日本の方が大であると考えらる。日本は産業的にも経済的にもこれらの国に比し強大である。日本の計画は控え目に過ぎるので未だ撤退は出来ない。今撤退出来るという事はオネストでもなければ良心的でもない。

しかし自衛力の増強に依じて兵力削減を現に計画していることを申し上げたい。過去においても日本の増強より早い速度で米軍を削減して来た。しかし戦闘部隊と補給部隊は区別しなればならない。又陸軍の補給部隊は海空特に空軍の補給の主力を担当している。又空軍施設の防空も陸軍が担当している。現在約七万の陸軍中約半分が補給部隊である。結論として日本の計画は均衡がとれている。(not well rounded)

重光 日本が補給部隊をも整備することについては協議し得ると思
う。現在まで行われている協議には満足していないのか。

ロバートソン 協議は行われているが満足していない。

重光 協議がより満足なものになる様努力したい。

ロバートソン 日本の自衛力の規模、補給部隊の整備等につき日米
共同委員会を作れば有益であると考え。米側としては在日大
使館東軍司令官を代表としたい。委員会は最高レヴェルのもの
とする事が有益であると考える。

重光 この様な委員会は政府レヴェルのものでない方がよいと考
える。

ロバートソン しかれば日本側は誰を代表に考えられているか。

重光 防衛当局者が適当と考える。又協議は政府を拘束するもので
なく単に勧告を行う諮問機関とすれば有益であると思ふ。

ロバートソン 日本側でメンバ―を決め次第協議は始められると思
ふ。

重光 しかり、委員会は同時に条約について検討しては如何

ロバートソン 主として防衛上の条件について協議するもので条約

そのものについては考えてはいないが条約について話合う時期を早めることになると思う。

重光 しからば条約は在日大使と話合う事が出来ると思う。

ロバートソン しかり但し時期を待たねばならない。

グレイ 国防省は飛行場拡張問題について心配している。

日本側が計画に同意したことはエンカレッツングであるが色々反対運動のある事はデイスカレッツングである。

重光 自分はこの様を反対を抑える方策を立てるために米国に来てゐるのである。

グレイ 飛行場拡張の必要性についてもつと国民に説明を行い、行政協定の義務に止らず日本の防衛上必要であることを一層強調する必要がある。反対運動には対策が必要であるが米国側で出来る事は援助したい。

重光 米国は反対運動に対して警察力を使う事を望んでいるか。

グレイ 説得が望ましいと考える。

重光 戦後治安維持に必要な法令は撤廃され取締のために新立法が必要であるが、社会党が反対するので殆んど不可能である。

政治力が必要である。我々にもつと背後の力を固める必要がある。武器が必要である。この武器は自分の提案する防衛の新機構である。共産党に対抗するには力が必要である。

ロバートソン この様な問題についても協議出来ると思う。グレー氏は一般国民が充分理解していなと思うので国民に対する啓発を望んでいる。

重光 国民は政府の言う事に耳をかさない。警察力を用いねばならぬがこの事は左翼の乗ずる所となる。しかし飛行場拡張は約束したことであり政府は必要により強権を使用する決意である。反対は強大であるが genuine ではない。共産党に対抗するため武器を求めたい。現在の方式では事態は悪化しなくとも改善はされないであろう。

ダレス 共同委員会はこの様な問題の解決にも役立つと考える。条約の問題は準備が出来た後協議すればよいと思う。

重光 現在の方式をそのまま維持しようという考えでは共同委員会も困難となる。

ダレス 共産党に対抗することが条約更改の唯一の理由であるなら

は失礼を願みずそれは全く誤り *totally wrong* であると申し上げた。共産党は集団保障機構に入っている国に対しても同様のことを云い、各国の孤立化をねらっている。相互防衛取極によつて保護されている国のみが安全である。共産党の宣伝に対抗する唯一の途は、マグサイサイ・アデナウアーの如く米國と進んで協力し、米國が自由陣營の指導勢力であり米國の援助を受けこれを誇りとすることを國民に知らせることであると考へる。米國の重要性を否むことは駄目である。もとより何時の日か條約の更改が實現することを望んでいる。提案された條約の下において、日本は本當に米國を援助することが出来るのか。未だ日本は相互防衛の能力がない。日本は国内の態勢を立て直さなければならぬ。私は昨日の大臣の話を聞いて憂慮している。

重光 長官は私の云わんとする所を諒解されてはいない。
 ダレス 否、よく諒解している。米國は何処でも同じ經驗をして
 る。「米國に支配 (dominate) されている」「アメリカンゴイ
 ーム」と云われている。我々が全部本國に引上げ安全保障がなく
 なければ共産側が侵入して来るであろう。自由諸國は夫々單獨では

自衛する能力はない。問題の解決は共同 (partnership) にある。各国が共通の目的に貢献することにある。かくして始めて事態は改善される。

重光 日本は自主的立場において協力せんとするものである。共産党は日本が米国に利用されていると宣伝している。

ダレス 彼等は何処でも同じ事を云っている。

重光 現在のままでは日本国民は独立を完成していないと考えている。

ダレス 今日完全に独立な国はない。すべて相互依存関係 (inter-dependence) に立っている。日本国民も相互依存関係を容認しなければならぬ。しからざれば孤立して次は本當に独立を失うであろう。

重光 現条約の立前は日本が自衛力をもたず米国に対して分担金のみを払うこととなつている。従つて国民はこの様な事態の下では真の独立国家ではないと考へている。

ダレス 日本の防衛力増強米軍の削減に應じて分担金を減額することとは米國として容認出来る。

重光 日本自衛力は既に組織されている。日本が既に自衛力を有
 することに応じて現在の機構を改めるべきであると考える。
 ダレス 自衛力が完備し憲法が改正されれば始めて新事態とい
 うことができる。現憲法下において相互防衛条約が可能であるか。
 重光 しっかり、日本は自らを守ることが出来る。
 ダレス 日本は米國を守ることが出来るか。たとえばグワムが攻撃
 された場合はどうか。
 重光 その様な場合は協議をすればよい。
 ダレス 自分は日本の憲法は日本自体を守るためのみ防衛力を保
 持出来るというのがその最も広い解釈だと考えていた。
 重光 しっかり。自衛が目的でなければならぬが兵力の使用につき
 協議出来る。
 ダレス 憲法がこれを許さなければ意味がないと思うが如何。
 重光 自衛である限り協議が出来るとの我々の解釈である。
 ダレス それは全く新しい話である。日本が協議に依つて海外出兵
 出来ること云う事は知らなかつた。
 重光 米國の場合協議を要するか。

ダレス 要しない。

重光 日本は海外出兵についても自衛である限り協議することは出来る。日本がこれを承認するか否かは別である。貴方においては同意されないが日本は既に防衛力を有し又これを更に増強することについて協議する用意がある。我々は日本の立場について考慮が払われることを期待する。貴方と対等の立場になる事について考慮されたい。現条約は対等でなく米國に依存している。われわれの希望は平等の立場で米國とパートナーとなる事である。貴長官は未だ時期でないと云われるが昨日の会談で述べているとおり自衛力の完遂に邁進する決意である。防衛問題に関する共同委員会の提案をも受諾する用意がある。

ダレス 我々は共通の考え方を共同コミュニケにおいて何とか表現出来ると思う。

重光 我々は平等を欲する。

ダレス 自分は安保条約が半独立を規定したと云う解釈には同意出来ない。条約は常に主権を制限するものであるが、この事は従属性を意味するものではない。勿論平等ではない。完全な平等は不可能である。日本が米国の防衛に当り得る時期が来る迄は眞の平等とゆゑ事はないのである。

重光 諸国の関係は理論上平等でなければならぬ。

ダレス 日本は完全な主権国である点において何れの国にも劣らない。不平等の取扱を受けていると考えるのは誤りである。

重光 安保条約のもとでは平等の取扱を受けていない。毎年分担金の交渉をしなければならぬ。

ダレス それは甚だ遺憾である。何とかそれは避けねばならぬ。しかしNATO諸国においては毎年十二月各国の寄与すべき兵力について交渉をしているのが実情である。これは相互安全保障にはつきものである。これ等の交渉をより自動的に緩和的に行う様にしたものである。NATO諸国との交渉は矢張り不愉快なものである。しかしこの交渉を全然なくしてしまふ事は出来ない。

ラドフォード 元より日本の防衛増強に依じて分担金は削減しなけ

ればならない。共同委員会で協議することが適当と考える。

重光 この委員会を通じ分担金計算の基礎になる資料として在日米軍に関する情報が欲しい。

ダレス それは委員会を通じ話合ひ事が出来ると思う。

重光 今迄の長官のお話を伺いその意図する所を *recapitulate* する
とこんなものになると思うが如何。

第一に、貴長官は新防衛条約を直ちに締結することは時期尚早であると言われたが、自分は原則論としては、貴長官も同意されたものと了解する。

第二に、他方日本の国内情勢上、相互的基礎に立つ米國との新防衛条約に基く防衛機構の樹立が不可欠である。

第三に、以上に鑑み、自分は日本の防衛力が国防の為適切と見られる規模に到達し次第に、現行安保条約に代るべき新たな相互防衛条約の準備の為の、作業を直ちに開始することを提案する。

第四に、この様な作業は通常の外交々渉を通じて継続されるものとす。

ダレス 書き物で検討したい（注、之は改めて書き物とせず事務当

岸 局で相談の上合意の趣旨をコムユニケに盛り込むこととした。

更改すると云われた事に感謝する。外務大臣の言われる共産党の脅威に對し対抗する為の根本対策は国民生活経済生活の安定が第一と考える。その為には強力な安定政権が必要なのであつて我々は今真剣に保守合同に努力している。これが完成すれば経済計画を有力に推進することが出来、経済力の増進に依じて自衛力の増強も可能となる。眞の対共産党対策は政治勢力の結集である。それによつて経済安定対共産党手段も可能となつて来る。従つてこの事が出来る事態となれば当然米軍の撤退並びに現在の条約の改正も現実の問題として可能となつて来る。

共同委員会を通して充分意見を交換し我方の考え方を實現したいと考えるので米國側の了解を求め従来と変らぬ助力を望み度い。ダレス 私は日本が世界の強國としての地位につくことを期待している。この為には米國は努力して来た。そうでなければ援助もせず安保条約の締結、ガット加入の援助もなさなかつたであらう。これはすべて米國が日本が再び強國として正当な地位に復帰すること

とを望んでいるからである。しかし米国に反対の立場をとることが当面の問題を解決する唯一の道であるとの考え方には憂慮を察し得ない。そうゆう事はないと自分は信ずる。

米国はかつて日本が強国として復帰することを邪魔したことはない。今日日本の事態が困難であることはわかるが、この事態は遠からず変化し、日本は日本自体のみのためでなく他国の為にも力を尽し得る日の到来する事を期待する。我々は引上げたい。台湾からも引上げたい。唯今日はそれが出来ない。その日が早く来る事を望んでいる。日本が世界の主要国となることを望んでいるが米国に背を向けてはそれは出来ないと思う。日本は共産主義者にこびてはいけない。我々は感謝されたいと思つてはいない。

重光 我々は共産主義者を喜ばせる考えは毛頭ない。我々は彼等と斗わんとするものであつてそのためこそ条約の更改を求めているのである。

散会 当日のプレスリリース（別紙に参照）について打合せ午後五時半

第一表

昭和三十一年三月末における自衛隊兵力

陸上自衛隊	一五〇、〇〇〇
(イ) 自衛官人員	
(ロ) 編成	
方面隊司令部	二
管区隊	六
戦闘団	二
海上自衛隊	
(イ) 自衛官人員	二〇、三八八
(ロ) 船艇	
種類	数量
D D	四
D E	五
P F	八
S S	一六
パトロールクラフト	

(ハ) 航 空 機 總 合 計

P	S	P	A	P	種 類	航 空 機	總 合 計	F	旧 驅 逐 艦 梨	M	L	C	M	M	A
V	55	5	D	2	V	機	噸 數	S	S	S	S	L	L	S	M
2		M									L			B	S

一	二	二	數 量	七	五	一	四	五	一	一	三	一
七	五	八	二	五	九	二	一	四	〇	一	一	三
				七	五	九	二	一	四	〇	一	三
				二	〇	〇	噸					

防衛力整備計画防衛庁試案

第二表

区分		29	30	31	32	33	34	35	36
陸上自衛隊	制服一般職員	13万	15万	16万	17万	18万			18万
	予備自衛官	1万	1.2万	1.3万	1.4万	1.5万			管区隊6 機甲隊4
海上自衛隊	年度末就航予定艦艇	66,990 ^屯	75,200 ^屯	81,000 ^屯	84,650 ^屯	89,750 ^屯	95,770 ^屯	108,980 ^屯	123,900 ^屯
	航空機 含ヘリコプター()	42 (9)	83 (8)	121 (9)	139 (10)	155 (11)	167 (11)	179 (11)	179 機内ヘリコプター17機 人員計 約3.4万
航空自衛隊	実用機	16	70	166	332	516	684	777	777 戦闘機隊27 (F86F21) (F86D 6)
	練習機	183	347	439	474	498	516	516	偵察機隊 3 輸送機隊 3 初級130 基本156 ジェット 230 レーダー基地 4,600人 要地防空4大隊, 400人 人員計 約4.2万

備考 本計画は次の米国援助が与えられることを前提としている。

1. 陸上自衛隊の装備品甲類
 - (イ) 増員のための初度装備分
 - (ロ) 更新分(漸次国産化する)
 - (ハ) 補修用部品(漸次国産化する)
2. 海、空自衛隊の航空機
但しF86F、T-33Aの生産に関する
日本負担部分を逐次増加する
3. 海上自衛隊新造艦艇の搭載武器
4. 各自衛隊の訓練用弾薬

別紙(二)

(新聞発表)

重光外務大臣とその一行は本日午後三時国務省において、ダレス
国務長官、ロバートソン国防次官その他と会談した。

本会談は現在行われている会談の第二回目である。本日の会談は
主として、防衛と安全保障の各種問題についての友好的意見交換に
関係するものであり、両国の防衛関係より生ずる多数の問題に亘つ
た。

別紙
(一)

CONFIDENTIAL

August 29, 1955

The Defense Problem

1. Japan has always endeavored to live up to the expectation of the United States, as expressed in the Preamble of the Security Treaty of 1951, by assuming increasingly the responsibility for its own defense against direct and indirect aggression. More recently her efforts in this direction have been intensified following the conclusion of the Mutual Defense Assistance Agreement of 1954. Our nation, which was totally demilitarized after the war, is thus going to have self-defense forces listed in Table I, by the end of March 1956.

2. In the face of all the post-war economic and financial difficulties, the build-up of national defense would have been impossible but for American military assistance under the Mutual Defense Assistance Agreement and other forms of assistance provided by the United States, for which we are profoundly grateful.

3. We recognize, however, the inadequacy of the above-mentioned defense power. We are now working on a six-year plan for its augmentation, starting from the Japanese fiscal year 1955. Under this plan, the land forces will be increased so as

to bring up the total to 180,000 by the end of JFY 1958; the sea forces to 34,000 men and vessels totalling 123,900 tons; and the air forces to 1,300 planes and 42,000 men by the end of JFY 1961. The details of the above increase by year are enumerated in Table II.

Needless to say, the realization of this long-range defense program will depend upon uninterrupted development of Japanese economy as well as continued assistance from the United States.

4. We believe that this program will render it possible for the United States to withdraw gradually its armed forces from Japan, starting with land forces. If the American Government will announce its intention to do so, it will produce a salutary effect on the public psychology. It will awaken the Japanese people to full realization that the defense of their country is a responsibility of their own. It will take the edge off the arguments of the opponents of self-defense armament. It will greatly facilitate the task of the Government to push its national defense program.

It is also desired that the United States Government give consideration to a substantial reduction of the monetary defense contribution which Japan now bears under the Administrative Agreement and an eventual abolition of the monetary contribution system itself in view of the fact that the proposed six-year plan will impose a huge financial burden on the Japanese Government.

Government, and the envisaged withdrawal of United States land forces made possible thereby will reduce the yen expenditure of the United States forces required for the procurement of goods and services in Japan.

5. We feel that the time has come when it would be for the best interest of the two countries to review the situation with the object of concluding a new defense treaty which will replace the existing Security Treaty.

At the time of the signing of the Security Treaty, unarmed Japan was not in a position to stand as a partner on equal footing in a collective security system. Moreover, the then prevailing interpretation of her new Constitution, as well as her financial and economic conditions, have made it impossible for the Japanese Government to conclude a bilateral agreement of military nature on a mutual basis. Now that Japan currently possesses armed forces which exceed those of some member countries of NATO or SEATO, and which are to be expanded under the proposed six-year plan, it would seem that the time is ripe for the conclusion of a new defense treaty between the two countries on a mutual basis which will take the place of the present one-sided Security Treaty.

This

This new treaty might be patterned after those of the treaties signed by the United States with Australia, New Zealand, The Philippines, Korea, China and others, and include provisions concerning mutual defense to the effect that each Party will recognize that an armed attack in the West Pacific Area directed against the territories, or the areas under the administrative jurisdiction, of the other would be dangerous to its own peace and safety, and declare that it would act to meet the common danger in accordance with its constitutional processes.

Table I.

Strength of the Self-Defense Forces
As of the End of March, 1956

1. Ground Self-Defense Force.

a. Number of Uniformed Personnel 150,000.

b. Organization.

2 Corps Headquarters

6 Regions (Divisions)

2 Mobile Combat Teams (Regimental Combat Team)

2. Maritime Self-Defense Force.

a. Number of Uniformed Personnel 20,388.

b. Naval Vessels

<u>Type</u>	<u>Number</u>
DD	4
DE	5
PF	18
Patrol Craft	16
SS	1
AMS	13
MSB	3
ML	1
CL	1
LSSL	50
MS	44
Old Japanese Destroyer	1
FS	2
<u>Total</u>	<u>159</u>
<u>Total Tonnage</u>	<u>75,200 tons</u>

c. Aircraft

<u>Type</u>	<u>Number</u>
P2V	24
AD (TBM)	22
P5M (PBY)	8
S55	5
PV2	17
JRB (JRF)	4
Bell	3
<hr/>	
<u>Total</u>	<u>83</u>

3. Air Self-Defense Force.

a. Number of Uniformed Personnel 11,500

b. Aircraft

<u>Type</u>	<u>Number</u>
F85F	54
G46	16
Total	70
T34	123
T6 (SNJ)	156
T33	68
<hr/>	
<u>Total</u>	<u>347</u>
<u>Grand Total</u>	<u>417</u>

c. Radar

Number of personnel 2,350

Table II.

SIX-YEAR DEFENSE PLAN PREPARED BY THE NATIONAL DEFENSE AGENCY

		Year			
		1954	1955	1956	1957
Classification					
Ground Self-Defense Forces	Uniformed	130,000	150,000	160,000	170,000
	Civilians	10,000	12,000	13,000	14,000
	Reserves	1,500	5,000	8,000	11,000
Maritime Self-Defense Forces	Vessels	66,990 ^{ton}	75,200 ^{ton}	81,000 ^{ton}	84,650 ^{ton}
	Aircraft (Including helicopters)	42 (9)	83 (8)	121 (9)	139 (13)
Air Self-Defense Forces	Combat Planes	16	70	166	332
	Training Planes	183	347	439	474

Remarks: This plan has been made on the assumption that the following assistance will be given by the United States of America.

1. Hard-items of the Ground Self-Defense Forces.
 - (a) Initial Equipments for the increase of personnel.
 - (b) Replacements (to be gradually replaced by domestic production)
 - (c) Repair Parts (to be gradually replaced by domestic production)
2. Aircraft of Maritime and Air Self-Defense Forces, provided Japan's share of expenses in the production of F86F and T-33A will be gradually increased.
3. The carrying arms of newly-built vessels of Maritime Self-Defense Forces.
4. Ammunition for training of each Self-Defense Force.

Table II (continued)

SIX-YEAR DEFENSE PLAN PREPARED BY THE NATIONAL DEFENSE AGENCY

		Year					
		1958	1959	1960	1961		
Classification							
		Ground Self-Defense Forces	Uniformed	180,000			180,000
Civilians	15,000				15,000	Mobile Combat Teams	4
Reserves	14,000		17,000	20,000	20,000		
Maritime Self-Defense Forces	Vessels	89,750	95,770	108,980	123,900	DD, DE etc.	86,000
						Mine-Sweepers, etc.	22,000
						Submarines	3,000
						Supporting Vessels	13,000
	Aircraft (Including helicopters)	155	167	179	179	179 planes including	17 helicopters
	(17)	(17)	(17)		Total of Personnel	34,000	

Air Self- Defense Forces	Combat Planes,	516	684	777	777 Fighter Squadrons (F86F 21)(F86D 6)	27
					Reconnaissance Squadrons	3
					Transport Squadrons	3
	Training Planes	498	516	516	516 Primary	130
					Basic	156
					Jet	230
					Radar Bases	4,600 (Number of personnel)
					Anti-aircraft Artillery bat- tallions (4)	2,400 (Number of personnel)
					Total of Personnel	42,000

重光・ダレス会談に関する日米共同声明

外務省

(訳文)

昭和三十年八月三十一日

共同声明

日本国副総理兼外務大臣重光葵は、國務長官ジョン・フォスター・ダレス及び他の米國政府高官との間の三日間にわたる會談を終了した。

外務大臣と同席した主な人々は、農林大臣河野一郎、日本民主党幹事長岸信介、駐米大使井口貞夫、國際連合日本政府代表部長加瀬俊一大使及び内閣官房副長官松本瀧蔵である。

外務大臣及びその一行と會談した米國の官吏には、國務次官ハーバート・フーヴァー・J・E、国防次官ルーベン・B・ロバートソン・J・E、統合參謀本部議長アーサー・W・ラドフォード海軍大将、國際協力庁長官ジョン・ホリスター、國務副次官ロバート・マーフィー、国防次官補ゴードン・グレイ、駐日大使ジョン・M・アリソン、國務次官補代理ウィリアム・J・シーボルトが含まれていた。

最近の国際情勢、特にジュネーヴにおける「頂上」会談の意義、国際連合における軍縮問題に関する現在の討議、及びジュネーヴにおける来るべき外相会議について世界的な観点から、自由な、かつ、忌憚なき意見の交換が行われ、また、極東情勢についても討議が行われた。ダレス長官は、全般的な平和の増進に導くべきあらゆる方途を忍耐強く探究しつつ、確乎として自由を支持する米国の政策を説明した。重光外務大臣は、ソ連邦及び中国における自らの経験に徴し、自国の政策を説明した。國務長官及び外務大臣は、大規模な戦争の急迫した危険は遠のいたようであるが、国際情勢、特に極東の情勢には、いまだ不安定な要素が残っており、平和のより良い見通しを維持するためには、自由世界が引続き結束することが必要であるという見解に一致した。

外務大臣は、日本が、その外交政策の礎石として、米国及び自由世界との協力を維持する決意を表明した。これに関連して、國務長官と外務大臣は、極東における安定及び永続的平和を確保するために、日米両国間において、一層緊密な協力が行われることが望ましいこと

を認め、両国政府が共通の関心を有する諸問題について引続き協議すべきことに意見が一致した。

日本の安全保障に関する基本的諸問題が討議された。外務大臣は、日本の防衛力が現在相
当の水準に達したことを指摘し、日本の能力の範囲内において防衛力漸増の政策が継続され
るべき旨の堅い決意を表明した。外務大臣は、日本の防衛当局が最近作成した日本の防衛能
力増強に関する諸計画を説明した。これらの諸計画は、東京における日米防衛関係に関する
継続的な協議の過程において検討され、かつ、戦略上の要請に照して随時再検討されるべき
ことに意見が一致した。

日本が、できるだけすみやかにその国土の防衛のための第一次的責任を執ることができ、
かくて西太平洋における国際の平和と安全の維持に寄与することができるような諸条件を確
立するため、実行可能なときはいつでも協力的な基礎にたつて努力すべきことに意見が一致
した。また、このような諸条件が実現された場合には、現行の安全保障条約をより相互性の

強い条約に置き代えることを適當とすべきことについても意見が一致した。

さらに、このような条約を締結することを目標として、東京において防衛問題に関する日米両国代表間の協議を行うべきこと、及びその協議に当つては、日本自体の防衛力が増大するに伴い、アジアにおける関連した事態を考慮しつつ、米国の地上部隊を漸進的に撤退させる計画を樹立することについて考慮を払うべきことに意見が一致した。

在日米軍の支持のための日本の財政的寄与の問題に関しては、今後数年間にわたる漸減に關する一般的方式を設定することが望ましいことについて意見の一致を見た。

外務大臣は、日本が諸外国、特にアジアの諸国との貿易を伸張させる必要があることを強調し、また、日本がガットの正式加盟国となるために米国が与えた援助に対して謝意を表明した。

ダレス長官は、米国の法律に基づくアジアの自由諸国の経済発展のための援助に関する現在の構想を述べた。目下計画されている諸措置は、日本の経済的地位を改善し、生活水準の向

上を達成しようとする日本の努力を容易にするであろうということが認められた。同長官は、外国民間投資が日本及びアジア地域内の他の諸国において経済開発に寄与することができることを強調した。

外務大臣は、米国の管轄権の下にある戦争犯罪人の早期釈放を要請した。国務長官は、問題の複雑性を述べるとともに、戦争犯罪人釈放の問題を継続的にかつ緊急に検討すべき旨を表明した。

占領期間中日本に供与された経済援助の処理については、なんら大きな障害が残っていないこと、及び東京における本件に関する両国政府間の交渉を早期に妥結させるため極力努力することに意見が一致した。

今次会談を通じ、日米両国の代表は、日本はアジアの大国として、アジアの安定と平和とに貢献するため、他のアジア諸国と友好的に協力して積極的役割を果すべきであると認められた。両国代表は、日本が国内安定の確立、国民経済の再建及び防衛能力の強化に努力してい

ることにかんがみ、日米両国間の継続的協力のため一層強固な基礎が存在することに意見が一致した。重光外務大臣及びダレス國務長官は、両国が相携えて、かつ、他国とともに世界の平和と自由の強化のための任務を遂行しうるために、この協力関係をさらに拡大せんとする両国政府の決意をあらためて確認した。

August 31, 1955

JOINT STATEMENT

Mamoru Shigemitsu, Deputy Prime Minister and Foreign Minister of Japan, has concluded three days of discussions with Secretary of State John Foster Dulles and with other high United States officials.

The Foreign Minister was accompanied among others by Ichiro Kono, Minister of Agriculture and Forestry; Nobusuke Kishi, Secretary-General of the Japan Democratic Party; Ambassador to the United States Sadao Iguchi; Ambassador Toshikazu Kase, Japan's Permanent Observer to the United Nations; and Takizo Matsumoto, Deputy Chief Cabinet Secretary.

American officials who met with the Foreign Minister and members of his party included: Under Secretary of State Herbert Hoover, Jr.; Deputy Secretary of Defense Reuben B. Robertson, Jr.; Chairman of the Joint Chiefs of Staff Admiral Arthur W. Radford; Director, International Cooperation Agency, Mr. John Hollister; Deputy Under Secretary of State Robert Murphy; Assistant Secretary of Defense Gordon Gray; Ambassador to Japan John M. Allison; and Acting Assistant Secretary of State William J. Sebald.

A free and frank exchange of views from the global viewpoint was held concerning more recent international developments, notably the implications of the "Summit" Meeting at Geneva, the present United Nations discussions on disarmament, and the impending Conference of Foreign Ministers at Geneva. The Far Eastern situation was also discussed. Secretary Dulles explained the policy of the United States to support freedom firmly while exploring patiently every avenue which may lead to the enhancement of general peace. Foreign Minister Shigemitsu drew on his experience in the Soviet Union and China in interpreting his nation's policies. The Secretary of State and the Foreign Minister concurred in the view that while the imme-

mediate danger of major war had perhaps receded there still remain elements of uncertainty in the situation particularly in the Far East and that the continued solidarity of the free world is needed to maintain improved prospects of peace.

The Foreign Minister expressed Japan's resolve to maintain cooperation with the United States and the free world as the cornerstone of its foreign policy. In this connection the Secretary of State and the Foreign Minister, recognizing the desirability of closer cooperation between their countries for the purpose of securing stability and ensuring peace in the Far East, agreed that consultations between their Governments should continue on various problems of mutual concern.

The basic problems of Japanese security were discussed. The Foreign Minister indicated that Japan's defense strength has now reached a considerable level and expressed the firm determination that the policy of progressive increase will be continued within the limit of Japan's capacity. He explained the plans for increasing Japan's defense capabilities recently formulated by the Japanese defense authorities. It was agreed that these plans should be studied in the course of the continuing consultations in Tokyo on United States-Japanese defense relationships and should be reviewed from time to time in the light of strategic requirements.

It was agreed that efforts should be made, whenever practicable on a cooperative basis, to establish conditions such that Japan could, as rapidly as possible, assume primary responsibility for the defense of its homeland and be able to contribute to the preservation of international peace and security in the Western Pacific. It was also agreed that when such conditions are brought about it would be appropriate to replace the present Security Treaty with one of greater mutuality.

With the conclusion of such a treaty as an objective, it was further agreed that consultations would take place in Tokyo between

Japanese and United States representatives on defense problems and that in such consultations consideration will be given to the establishment of schedules for the progressive withdrawal of United States ground forces as Japan's own defense capacity increases and taking into account the related situation in Asia.

On the problem of Japan's financial contribution to the support of United States forces in Japan, there was agreement on the desirability of establishing a general formula for progressive reduction over the next several years.

The Foreign Minister emphasized Japan's need to expand its trade with other countries particularly in Asia and expressed appreciation for the help of the United States in assisting Japan to become a full member of the General Agreement on Tariffs and Trade.

Secretary Dulles expressed current thinking about assistance for the economic development of the free nations of Asia pursuant to United States legislation. It was recognized that the measures planned would facilitate Japan's efforts to improve its economic position and attain a higher standard of living. The Secretary stressed the contribution to economic development which could be made by foreign private investment both in Japan and in other countries of the area.

The Foreign Minister requested the early release of war criminals under United States jurisdiction. The Secretary of State described the complexity of the problem and indicated that the question of the release of the war criminals will be kept under continuous and urgent examination.

It was agreed that no major obstacles remain to settlement for economic assistance rendered to Japan during the occupation and that utmost efforts will be made to bring the Negotiations in Tokyo on this subject between the two Governments to an early conclusion.

Throughout these talks the representatives of the United States and Japan recognized that Japan, as a major power in Asia, should

play an active role in friendly cooperation with other Asian nations in contributing to stability and peace in Asia. They agreed that in view of Japan's efforts to establish internal stability, reconstruct the national economy and strengthen its defense capacity, there is a firmer basis for continuing cooperation between the United States and Japan. Foreign Minister Shigemitsu and Secretary of State Dulles confirmed anew the determination of their Governments to expand this relationship further so that they together and with others may pursue their work for the consolidation of world peace and freedom.